

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札

ア 市徴収基準額表		入所児童の属する世帯の階層区分	
区分	定	義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯		
B 1	市町村民税が非課税の世帯		
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	
D 1		48,600円以上	67,000円未満
D 2		67,000円以上	97,000円未満
D 3		97,000円以上	140,000円未満
D 4		140,000円以上	169,000円未満
D 5		169,000円以上	254,000円未満
D 6		254,000円以上	301,000円未満
D 7		301,000円以上	341,000円未満
D 8		341,000円以上	397,000円未満
D 9		397,000円以上	
ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額			
B 0	市町村民税が非課税の世帯		
C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	
D01		48,600円以上	67,000円未満
D02		67,000円以上	77,101円未満
(備考)			
①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。			
②階層区分について			
・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)			
・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、			
・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額			
③多子軽減について			
・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて2人目以降の児童については無料			
・C1、D1、D2、D3、D4階層(☆の階層)については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする☆ひとり親家庭等の世帯(C0、D01、D02階層)については、2人目以降は無料となります。			
※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合			
イ 第二子以降軽減状況	「ア(備考)③多子軽減について」のとおり		
ウ 保育料収納率	98.98 % (令和元年度現年度分)		

幌 市

利用者負担額	
保育標準時間認定	保育短時間認定
3歳未満の児童	3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

☆

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

☆

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している児童のうち、
となります。

子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。

には「生計を一にする」ものとなります。

仙

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				
		利用者負担額(主食費・副食費含む)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	円	円	円	円	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
		69,000円未満				
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		83,000円未満				
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450	

注) 1. 年齢
 保育利用(2・3号認定)の年齢は、令和2年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。
 2. 適用範囲
 ・この利用者負担額等(月額)は、令和2年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地園、認可外保育施設等を利用す認可外保育施設等を利用する際は、各施設で設定した保育料をご
 ・この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります
 3. 階層区分と階層認定の基準
 ・階層区分は、4月～8月は平成31年度(令和元年度)分の市町村民税(平成30年1月～12月収入分)します。児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者
 ・市町村民税所得割額(以下、「所得割額」という。)を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控
 ・当該年の1月1日時点で政令市に居住していた方については、6%の税率を適用して計算します。
 ・平成30年9月1日より、婚姻歴のない未婚のひとり親世帯の所得割額を計算する際、地方税法上の寡
 ・課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができな

イ 第二子以降 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2番目の児童について、上表の「第2子」欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。なお、保育利用(1号認定)で、小学校1～3年生の兄弟がいる場合は、その兄弟を含め、年齢の高い順に人数を数えます。
 ただし、一定の市町村民税額以下の世帯(2・3号認定は、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯。1号認定は、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯。)については、この年齢制限を撤廃し、生計が同一の子等を年齢が高い順に人数を数えます。

ウ 保育料収納率
 現年度分 :99.05%
 滞納繰越分:22.96%
 総括 :95.46%

台 市

教育利用(1号認定)満3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以上児		副食費		階層認定の基準
利用者負担額	主食費	2号認定 第1子 第2子	1号認定 第1子 第2子	
		無償	実費負担	
免除	免除			市町村民税非課税世帯 市町村民税均等割課税世帯 市町村民税所得割額 57,700円未満
		実費負担	実費負担	77,101円未満
				77,101円以上

域型保育事業を利用する場合(一時預かりを除く)に適用されます。従来の制度のまま継続する幼稚負担いただくこととなります。

), 9月から翌年3月は令和2年度分の市町村民税(平成31年1月～令和元年12月収入分)により決定の課税額を合計する場合があります。除, 住宅借入金等特別税額控除, 寄附金税額控除等)は適用されません。

婦(寡夫)控除をみなし適用して計算します。なお, 適用を受けるためには申請が必要です。い場合は, 最高階層(C16)にて保育料を決定します。

さ い

<p>ア 市徴収基準額表</p>	<p style="text-align: center;">各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1</td> <td colspan="2">生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯</td> </tr> <tr> <td>第 2</td> <td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>第 3</td> <td colspan="2">市町村民税均等割額のみの世帯</td> </tr> <tr> <td>第 4</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">市町村民税所得割課税額</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td>第 5</td> <td style="text-align: right;">48,600円以上 63,900円未満</td> </tr> <tr> <td>第 6</td> <td style="text-align: right;">63,900円以上 97,000円未満</td> </tr> <tr> <td>第 7</td> <td style="text-align: right;">97,000円以上 137,600円未満</td> </tr> <tr> <td>第 8</td> <td style="text-align: right;">137,600円以上 169,000円未満</td> </tr> <tr> <td>第 9</td> <td style="text-align: right;">169,000円以上 301,000円未満</td> </tr> <tr> <td>第 10</td> <td style="text-align: right;">301,000円以上 397,000円未満</td> </tr> <tr> <td>第 11</td> <td style="text-align: right;">397,000円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p>			階層区分	定 義		第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯		第 2	市町村民税非課税世帯		第 3	市町村民税均等割額のみの世帯		第 4	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	第 5	48,600円以上 63,900円未満	第 6	63,900円以上 97,000円未満	第 7	97,000円以上 137,600円未満	第 8	137,600円以上 169,000円未満	第 9	169,000円以上 301,000円未満	第 10	301,000円以上 397,000円未満	第 11	397,000円以上
階層区分	定 義																															
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯																															
第 2	市町村民税非課税世帯																															
第 3	市町村民税均等割額のみの世帯																															
第 4	市町村民税所得割課税額	48,600円未満																														
第 5		48,600円以上 63,900円未満																														
第 6		63,900円以上 97,000円未満																														
第 7		97,000円以上 137,600円未満																														
第 8		137,600円以上 169,000円未満																														
第 9		169,000円以上 301,000円未満																														
第 10		301,000円以上 397,000円未満																														
第 11		397,000円以上																														
<p>※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和2年4月1日時点の年齢となります。 ※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。</p>																																
<p>イ 第二子以降軽減状況</p>		<p>○最も年齢の高い児童(1人目)…………… 通常利用者負担額 ○次に年齢の高い児童(2人目)…………… 通常利用者負担額の2分の1 ○その他の児童(3人目以降)…………… 無料</p> <p>●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。 ●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする)。</p>																														
<p>ウ 保育料収納率</p>	<p>96.40%(令和元年度)</p>																															

た ま 市

利用者負担額 (単位: 円/月)

3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

区 分	千	
ア 市徴収基準額表	令和2年度保育料(月額)	
	階層区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯
	B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯
	D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯
	D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯
	D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯
	D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯
	D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯
	D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯
	D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯
	D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯
	D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯
	イ 第二子以降軽減状況	※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別課税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額か ●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子ども 第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目か 撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満 し、要保護世帯等料金が適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者
ウ 保育料収納率	98.5%(令和元年度現年)	

葉 市

保育標準時間				保育短時間			
3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840

要保護世帯等

0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0

基準額

負担額となります。
額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
ら決定する場合があります。

児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は無料とします。

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定）・特別支援学校幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条
法第6条の2第2項に規定）・医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定）

を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の

の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃

又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯

川 崎 市

ア 市徴収基準額表

(令和2年度)

※令和元年9月改定

階層区分		保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)				小規模保育B型、 事業所内保育(小規模)			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料			
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	
C 2	市民税所得割課税額 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	
C 3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	
C 4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	
C 5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	
C 6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	
C 7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	
C 8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	
C 9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	
C 10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	
C 11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	
C 12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	
C 13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	
C 14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	
C 15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	
C 16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	
C 17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	
C 18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	
C 19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	
C 20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	
C 21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	
C 22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	
C 23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	
C 24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	
C 25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	

注1 この表の市民税の額は、令和2年4月～令和2年8月分保育料については、世帯の平成31年度市民税額の年額世帯の令和2年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除)
注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢)

注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第3子以降の子(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢)

注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

ウ 保育料収納率

98.96%(令和元年度決算)

型) 昼時間	家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
	3歳未満児保育料		
第2子	基本 保育料	第2子	3歳未満
0	0	0	0
0	0	0	0
1,750	2,800	1,400	19,500
2,000	3,400	1,700	
2,450	3,800	1,900	
3,200	4,900	2,450	30,000
4,600	7,500	3,750	
5,800	9,400	4,700	
7,200	11,600	5,800	
8,650	14,100	7,050	
10,150	16,400	8,200	44,500
11,600	18,900	9,450	
13,100	21,300	10,650	
14,650	23,800	11,900	
16,250	26,400	13,200	
17,800	28,900	14,450	61,000
19,650	32,000	16,000	
21,450	34,800	17,400	
22,400	36,500	18,250	
23,200	37,800	18,900	
23,800	38,700	19,350	
25,750	41,900	20,950	80,000 (保育単価限度)
27,550	44,800	22,400	
28,700	46,700	23,350	
29,100	47,300	23,650	
32,050	52,100	26,050	104,000
32,550	52,900	26,450	(保育単価限度)

い、令和2年9月～令和3年8月分保育料については、
除の適用はありません。)

ロ、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常
の保育料です。

(制限が撤廃されています。)

対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別
支援施設等を利用している場合を含む。)です。

(制限が撤廃されています。)

横 浜

ア 市徴収基準額表
イ 第二子以降軽減状況

令和2年4月1日現在

負担区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				
	対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				
	きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子		
	保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0
	D2	10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D3	48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0
	D4	50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D5	57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0
	D6	77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D7	97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D8	102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D9	120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D10	138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D11	169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D12	174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D13	192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0
	D14	211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D15	228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D16	246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D17	255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D18	264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D19	273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D20	282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D21	291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D22	301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D23	309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0
	D24	335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0
	D25	361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D26	387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D27	397,001 円以上	0	0	0	0	0	0
E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	

「第3子」以降のお子さんの利用料は無料

ウ 保育料収納率 令和元年度現年度徴収率:98.93%
(現年度99.49% 過年度35.68%)

市

(単位:円)

3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)			
認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

令和2年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	市区町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,600	3,800	7,500
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400
D13		154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400
D14		169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500
D15		199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900
D16		236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500
D17		260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000
D18		280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	

- ※1 利用者負担額は平成29年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和2年4月~令和2年8月については令和元年度、令和2年9月~令和3年3月については令和2年度の市区町村民税額等を基に決定します。課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和2年度の利用者負担額が変更になる方は、令和3年3月末日までに申し出て下さい。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等の控除で、規則に定めのあるものの適用はありません。
- ※3 地方税法上の寡婦・夫控除の適用にならない非婚の母子・父子家庭については、申請により寡婦・夫控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定します。
- ※4 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※5 同一世帯に、※6に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※6 〇多子世帯・ひとり親世帯等の軽減制度について
就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業のほか、①特別支援学校幼稚園、②福祉型・医療型児童発達支援センター、③児童心理治療施設通所部、④児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①~④に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する担当課まで提出してください。申出書は施設を管轄する課にあります。

ひとり親世帯等の利用者負担額基準額表

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

第二子以降軽減状況 上記のとおり

保育料収納率 98.95%(現年度分)

保育料金額表①

保育料金額表②、③に該当しない場合に適用

年齢区分 (令和2年3月31日現在)		保育料						副食材料費							
		3歳未満児 (3号認定)						3歳以上児 (1号・2号認定)							
3号保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定				
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	1,900	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除		
C	非課税世帯	11,000	0	0	8,800	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除		
	市民税額 (8%課税額)														
	算定基準額 (6%課税額)														
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除				免除	免除
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除				免除	免除
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-				免除	免除
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-				-	免除
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-				-	免除
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0						
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0						
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0						
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0						
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0						
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0						
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0						
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0						

＜保育料金額表①に関する注意点＞

●保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。

なお保育料金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)

●同一世帯に保護者が同じ小学校1～3年生の子どもと、教育・保育施設等を利用する子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子どもは無料となります。(新潟市独自多子軽減)

保育料金額表②

下記ⅠからⅣの全てに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当しない

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6%課税額）が57,700円未満

Ⅲ

生計を一にする子ども等（※）の人数が本人を含め2人以上

Ⅳ

生計を一にする子ども等（※）の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。

年齢区分(令和2年3月31日現在)			3歳未満児 (3号認定)					
保育時間区分			保育標準時間認定		保育短時間認定			
階層区分			第2子	第3子以降	第2子	第3子以降		
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0		
C	非課税世帯		5,500	0	5,400	0		
D1	市町村民税所得割額	市民税額 (8%課税額)	算定基準額 (6%課税額)	円未満				
		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500	0
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000	0

《保育料金額表②に関する注意点》

●保育料金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。

なお、「第2子」は保育料金額表①の第1子の2分の1、「第3子以降」は無料となります。（多子軽減）

※「生計を一にする子ども等」とは、①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③支給認定保護者またはその保護者の直系単属（①②を除く。）

保育料金額表③

下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当する

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6%課税額）が77,101円未満

年齢区分(令和2年3月31日現在)				3歳未満児(3号認定)			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
	市町村民税所得割額	市民税額 (8%課税額)	算定基準額 (6%課税額)				
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000
D2B		80,000	60,000	円未満	8,150	0	8,000
D3A		102,900	77,101	円未満	9,000	0	8,850

＜保育料金額表③に関する注意点＞

- 保育料金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は、「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。

静 岡 市

ア 市 徴 収 基 準 額 表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)	
階層	定 義	3号	
		標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者又は児童福祉法による里親世帯	0	0
B	4月分から8月分までの利用者負担額については前年分の、9月分から3月分までの利用者負担額については当年分の市町村民税均等割非課税世帯	0	0
C	4月分から8月分までの利用者負担額については前年分の、9月分から3月分までの利用者負担額については当年分の市町村民税所得割非課税世帯	0	0
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯 その他	7,500 (2,200)	7,500 (2,200)
D1	所得割額 48,600円未満	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	3,100 (0)	3,100 (0)
D2	60,000円未満	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	5,200 (0)	5,000 (0)
D3	67,000円未満	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	5,800 (0)	5,600 (0)
D4	77,101円未満	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	7,000 (0)	6,800 (0)
D5	97,000円未満	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
D6	115,000円未満	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
D7	133,000円未満	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
D8	169,000円未満	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
D9	189,000円未満	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
D10	199,000円未満	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
D11	211,000円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D12	247,000円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D13	301,000円未満	46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
D14	339,000円未満	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
D15	397,000円未満	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
D16	397,000円以上	57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(上記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

- ①令和2年度利用者負担額は、4～8月分を平成31年度の市市民税額、9～3月分を令和2年度の市市民税額を基に決定いたします。(市市民税額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額です。)
- ②()内の金額は、第2子のお子さんの利用者負担額です。第3子以降は無料です。
C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、保育所等を同時に利用しているお子さんです。
- ③この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。
- ④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定いたします。
- ⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額については、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。
- ⑥令和2年4月1日現在の表になります。

イ 第 二 子 以 降
軽 減 状 況

同一世帯から2人以上のお子さんが認定こども園や保育所等を利用する場合、階層区分により年齢の高い順に2人目のお子さんの利用者負担額は半額に、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。
C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、保育所等を同時に利用しているお子さんです。

ウ 保 育 料 収 納 率

95.1%

浜 松 市

ア 市徴収基準額表

階層	区 分		(単位:円/月)			
			保育標準時間		保育短時間	
			3号 3歳未満児	2号 3歳以上児	3号 3歳未満児	2号 3歳以上児
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	市民税 非課税世帯		21 ひとり親世帯等	0	0	0
			22 その他	0	0	0
3	市民税 所得割非課税世帯		31 ひとり親世帯等	3,000	0	3,000
			32 その他	0	0	0
				8,100	0	7,900
				3,600	0	3,500
4	24,300 円未満		41 ひとり親世帯等	3,400	0	3,400
			42 その他	0	0	0
				11,400	0	11,200
				5,100	0	5,000
5	24,300 円以上 48,600 円未満		51 ひとり親世帯等	3,900	0	3,800
			52 その他	0	0	0
				13,200	0	12,900
				5,900	0	5,800
6	48,600 円以上 60,700 円未満		61 ひとり親世帯等	4,400	0	4,300
			62 その他	0	0	0
				15,500	0	15,200
				6,900	0	6,800
7	60,700 円以上 72,800 円未満		71 ひとり親世帯等	4,900	0	4,800
			72 その他	0	0	0
				17,800	0	17,500
				8,000	0	7,800
8	72,800 円以上 77,101 円未満		81 ひとり親世帯等	5,400	0	5,300
			82 その他	0	0	0
				20,100	0	19,800
				9,000	0	8,900
9	84,900 円以上 97,000 円未満		22,500	0	22,200	
			10,100	0	9,900	
10	97,000 円以上 121,000 円未満		26,100	0	25,700	
			13,000	0	12,800	
11	121,000 円以上 145,000 円未満		29,700	0	29,300	
			14,800	0	14,600	
12	145,000 円以上 169,000 円未満		33,300	0	32,900	
			16,600	0	16,400	
13	169,000 円以上 235,000 円未満		41,000	0	40,400	
			20,500	0	20,200	
14	235,000 円以上 301,000 円未満		48,800	0	48,000	
			24,400	0	24,000	
15	301,000 円以上 349,000 円未満		56,400	0	55,500	
			28,200	0	27,700	
16	349,000 円以上 397,000 円未満		64,000	0	63,000	
			32,000	0	31,500	
17	397,000 円以上		73,600	0	72,400	
			36,800	0	36,200	

イ 第二子以降 月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。
 軽減状況 また、同時入所の第3子以降は無料となります。
 市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯については77,101円未満)は、保護者と
 生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。

ウ 保育料取納率 99.80%(令和元年度現年分保育料)

エ その他

名 古 屋 市

令和2年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和2年4月～）（2・3号認定子ども）

階層区分		市の基準月額		
		3歳未満児		
		保育標準時間認定	保育短時間認定	
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B階層	令和2年度分（4月分から8月分までは令和元年度分）の市民税 非課税世帯	0	0	
C階層	1	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
	4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
	5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
	6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
	7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
	8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
	9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
	10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
	11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
	12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
	13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
	14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900	
16	518,000円以上	64,000	63,000	

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設
居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

京 都 市

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額		3 号 認 定 (0~2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)																							
階層区分	徴収区分 世帯区分	基準額											子どもはくくみ応援額												
		保育短時間認定	保育標準時間認定						保育短時間認定	保育標準時間認定															
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間		8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間										
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
	㉒ 397,000円以上 ~	77,200	80,000	82,900	85,700	88,500	91,300	94,100	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100	27,100

保育利用時間について	
徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。
 ※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月~8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。
 ※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
 ※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京 都 市

ア 市徴収基準額表		3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額													
階層 区分	世帯区分	3号(0歳～2歳児)											【地域型保育事業】		
		基準額											子どもはぐくみ応援額		
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					保育短時間 認定	保育標準時間認定						
		8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間		8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留 邦人等の内縁な帰国の促進を図る居住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による支給給付受給世 帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民 税 課 税 世 帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑩ 77,101円以上～86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑪ 87,000円以上～96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑫ 97,000円以上～102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑬ 102,600円以上～110,999円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	⑭ 110,900円以上～124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	⑮ 125,000円以上～138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	⑯ 138,600円以上～168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
	⑰ 169,000円以上～174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
	⑱ 174,600円以上～211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
	⑲ 211,201円以上～300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
	㉑ 301,000円以上～357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
㉒ 358,000円以上～396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600	
㉓ 397,000円以上～	53,500	55,600	57,700	59,600	61,700	63,700	65,800	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400	

保育利用時間について	
徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保 育 標 準 時 間 認 定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。
 ※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。
 ※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
 ※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京 都 市

ア 市徴収基準額表

階層区分 世帯区分		3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額													
		3号認定							(0~2歳児 幼稚園型認定こども園)						
		保育短時間認定	基準額						保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定							保育標準時間認定					
		8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間		
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに本任帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	
	㉒ 397,000円以上 ~	71,300	73,900	76,500	79,100	81,700	84,300	86,900	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	

保育利用時間について

階層区分		保育利用時間	
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで	
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで	
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで	
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで	
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで	
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで	
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで		

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月~8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和元年10月以降

大阪市

(月額、単位：円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況	保育標準時間認定		保育短時間認定		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和元年度分(平成31年4月から令和元年8月までの間にあっては平成30年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和元年度分(平成31年4月から令和元年8月までの間にあっては平成30年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000 (0)	0	2,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	0	8,000 (4,000)	0
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500 (0)	0	3,500 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	0	10,000 (5,000)	0
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 (0)	0	5,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	0	11,700 (5,850)	0
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000 (0)	0	6,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	0	13,800 (6,900)	0
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	0	7,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	0	15,500 (7,750)	0
第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
	8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第9	同一世帯の保護者等全員の令和元年度分(平成31年4月から令和元年8月までの間にあっては平成30年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	ひとり親世帯等	9,000 (0)	0	9,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第10	77,101円以上 79,000円未満	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0	
第11	79,000円以上 97,000円未満	24,900 (12,450)	0	24,700 (12,350)	0	
第12	97,000円以上 115,000円未満	28,300 (14,150)	0	27,900 (13,950)	0	
第13	115,000円以上 133,000円未満	32,700 (16,350)	0	32,300 (16,150)	0	
第14	133,000円以上 169,000円未満	39,400 (19,700)	0	39,000 (19,500)	0	
第15	169,000円以上 211,201円未満	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0	
第16	211,201円以上 217,000円未満	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0	
第17	217,000円以上 256,000円未満	50,700 (25,350)	0	50,100 (25,050)	0	
第18	256,000円以上 301,000円未満	53,000 (26,500)	0	52,400 (26,200)	0	
第19	301,000円以上 358,000円未満	59,200 (29,600)	0	58,600 (29,300)	0	
第20	358,000円以上 397,000円未満	61,700 (30,850)	0	61,100 (30,550)	0	
第21	397,000円以上 432,901円未満	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0	
第22	432,901円以上 536,000円未満	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0	
第23	536,000円以上	70,600 (35,300)	0	70,000 (35,000)	0	

(注)
 1 保護者等とは、子どもと同一の世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最多の収入を得ているものに限り、）をいいます。
 ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
 2 市町村民税の所得割は、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
 4 3歳未満児、3歳児、4歳以上児の区分は、平成31年4月1日における年齢によるものとします。
 5 年々1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の○内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。
 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
 7 在宅障がい児(者)のいる世帯とは、次に掲げる児(者)が現に在宅している世帯をいいます。
 ①身体障害者手帳の交付を受けた者
 ②療育手帳の交付を受けた者
 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 ④特別児童扶養手当の支給対象児
 ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

堺

ア 市徴収基準額表

税額等による階層区分		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
B1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	
B2	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	
C1	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ世帯)	
C2	市町村民税所得割額 48,600円未満	
D1	48,600円以上	70,900円未満
D2	70,900円以上	108,200円未満
D3	108,200円以上	138,100円未満
D4	A階層を除き前年度分の市民税の課税世帯であって、その所得割の額が右の区分に該当するもの	
D5	138,100円以上	198,400円未満
D6	198,400円以上	297,400円未満
D7	297,400円以上	338,500円未満
D8	338,500円以上	397,000円未満
D8	397,000円以上	

イ 第二子以降軽減状況

国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降0～5歳児及び第2子5歳児の保育料平成31年度から対象を第2子の4歳児に拡充

ウ 保育料収納率

平成30年度現年度 99.18% 過年度 15.38%

市

徴 収 金 額 (月 額)				単位:円	
3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0	0	0	0	0	0
5,000	4,900	3,000	2,900	3,000	2,900
10,000	9,800	8,000	7,800	8,000	7,800
12,000	11,700	10,000	9,800	10,000	9,800
17,000	16,700	15,000	14,700	15,000	14,700
25,000	24,500	23,000	22,600	23,000	22,600
30,000	29,400	27,000	26,500	25,000	24,500
40,000	39,300	30,000	29,400	28,000	27,500
45,000	44,200	30,000	29,400	28,000	27,500
54,000	53,000	30,000	29,400	28,000	27,500
56,000	55,000	30,000	29,400	28,000	27,500
67,000	65,800	35,000	34,400	32,000	31,400

を無償化

神

ア 市徴収基準額表

2020年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか 同時在園 ^(注1) で年長者から何番目の子どもか	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B階層	A階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯 (なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する)	市民税非課税世帯	
C階層		所得割課税額 48,600円未満である世帯	
D階層		1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯
		2	所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯
		3	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯
		4	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯
		5	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯
6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯		
		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	
		所得割課税額 397,000円以上である世帯	

注2

(注1)「同時在園」とは、教育・保育給付認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園・もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。
(注2)B・C・D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか
B階層
C階層
D1階層
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯

(注3) 市民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は
(注4)「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、
(注5) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(食費(主食費・副食費)、制服代、教材費
なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降
ち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。 なお、令和2年9月から、全ての世帯の扶養順第3子以

イ 第二子以降
軽減状況

国の制度を拡充し、市独自で年収約520万円以下の世帯までを対象に、多子世帯にかかる年齢制限

ウ 保育料収納率

99.43%

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

利用者負担額(月額 単位:円) ※()内は保育短時間認定における額											
3歳未満児						3歳以上児					
第1子	第2子		第3子以降			第1子	第2子		第3子以降		
	第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
0											
0											
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)		0								
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)		0								
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)		0			0					
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)		0								
	29,600 (29,000)	17,800 (17,500)	28,600 (28,000)	17,800 (17,500)	0						
49,700 (48,900)		24,900 (24,500)	49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	0						
66,000 (64,900)		33,000 (32,500)	66,000 (64,900)	33,000 (32,500)	0						
					0						

幼稚園・認可保育所・地域型保育・企業主導型保育・特別支援学校幼稚園・児童心理治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

3歳未満児		3歳以上児	
第1子	第2子	第1子	第2子
0	0	0	0
6,100	0	5,100	0
9,000	0	6,000	0
9,000	0	6,000	0

株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
などがあります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。
(D3階層からD6階層の世帯は同時在園児順、それ以外の階層の世帯は扶養順)の児童については、食費のう
降の児童については副食費が免除となります。(同時在園・所得要件の撤廃)

を撤廃し、第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施

ア 市徴収基準額表

利用者負担額表(令和2年度)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		
階層区分	定 義	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	
B階層	非課税	
C階層	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 均等割のみ課税
		2 所得割の額が 10,800円未満
		3 10,800円以上 48,600円未満
		4 48,600円以上 57,700円未満
		5 57,700円以上 65,000円未満
		6 65,000円以上 81,000円未満
		7 81,000円以上 97,000円未満
		8 97,000円以上 121,000円未満
		9 121,000円以上 145,000円未満
		10 145,000円以上 169,000円未満
		11 169,000円以上 199,000円未満
		12 199,000円以上 229,000円未満
		13 229,000円以上 301,000円未満
		14 301,000円以上 397,000円未満
		15 397,000円以上

※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、
 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担
 ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひ
 利用者負担額表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()
 ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一
 児童が3歳未満児(令和2年3月31日時点の満年齢)でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額
 ※年齢について・・・入園した年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が

イ 第二子以降

国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であ
 保育利用している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額

ウ 保育料収納率

平成31年度実績 現年度99.24% 過年度 26.52% 合計92.91%

山 市

利用者負担額（月額 単位:円）			
保育標準時間		保育短時間	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0

地方公共団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

額表の()内の金額となり、第3子以降は無料となります。

とり親世帯等(※)の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は金額(3歳未満児の場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。

生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している額(()内の額も含む)からさらに半額となります。

変わっても、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

っても、同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、としている。

	各月初日の保護者の属する世帯の階層区分																																									
ア 市徴収基準額表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 45%;">生活保護法による被保護世帯</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C1</td> <td rowspan="17" style="vertical-align: middle;">市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)</td> <td>均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C2</td> <td>所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C3</td> <td>44,100円以上 48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C4</td> <td>48,600円以上 54,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C5</td> <td>54,000円以上 59,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C6</td> <td>59,000円以上 64,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C7</td> <td>64,000円以上 79,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C8</td> <td>79,000円以上 97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C9</td> <td>97,000円以上 114,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C10</td> <td>114,000円以上 133,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C11</td> <td>133,000円以上 151,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C12</td> <td>151,000円以上 169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C13</td> <td>169,000円以上 205,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C14</td> <td>205,000円以上 256,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C15</td> <td>256,000円以上 301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C16</td> <td>301,000円以上 397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C17</td> <td>397,000円以上</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(注)上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。</p>	A	生活保護法による被保護世帯		B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)		C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	C2	所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満	C3	44,100円以上 48,600円未満	C4	48,600円以上 54,000円未満	C5	54,000円以上 59,000円未満	C6	59,000円以上 64,000円未満	C7	64,000円以上 79,000円未満	C8	79,000円以上 97,000円未満	C9	97,000円以上 114,000円未満	C10	114,000円以上 133,000円未満	C11	133,000円以上 151,000円未満	C12	151,000円以上 169,000円未満	C13	169,000円以上 205,000円未満	C14	205,000円以上 256,000円未満	C15	256,000円以上 301,000円未満	C16	301,000円以上 397,000円未満	C17	397,000円以上
A	生活保護法による被保護世帯																																									
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)																																									
C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満																																								
C2		所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満																																								
C3		44,100円以上 48,600円未満																																								
C4		48,600円以上 54,000円未満																																								
C5		54,000円以上 59,000円未満																																								
C6		59,000円以上 64,000円未満																																								
C7		64,000円以上 79,000円未満																																								
C8		79,000円以上 97,000円未満																																								
C9		97,000円以上 114,000円未満																																								
C10		114,000円以上 133,000円未満																																								
C11		133,000円以上 151,000円未満																																								
C12		151,000円以上 169,000円未満																																								
C13		169,000円以上 205,000円未満																																								
C14		205,000円以上 256,000円未満																																								
C15		256,000円以上 301,000円未満																																								
C16		301,000円以上 397,000円未満																																								
C17		397,000円以上																																								
イ 第二子以降軽減状況	同一世帯から同時期に2人以上が保育園と幼稚園などを利用している場合、2人目の保育料を半額に、なお、平成28年度より税額が一定額以下の場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料を半額、																																									
ウ 保育料収納率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">R元決算</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">現年度分</td> <td style="text-align: right;">99.14%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td style="text-align: right;">32.44%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">96.13%</td> </tr> </table>	R元決算		現年度分	99.14%	滞納繰越分	32.44%	計	96.13%																																	
R元決算																																										
現年度分	99.14%																																									
滞納繰越分	32.44%																																									
計	96.13%																																									

市

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

3人目以降を無料としている。軽減の方法は国に準じている。
3人目以降を無料としている。

北 九 州

ア 市徴収基準額表

(単位:円)

階層区分	定 義	3 歳 未 満 児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900
D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800
	2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200
	3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900
	4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600
	5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200
	6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000
	7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900
	8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900
	9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800
	10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300
	11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200
	12 " 397,000円以上	63,300	62,200

ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額

B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950
D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100
	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100

注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。
階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。
注2 ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等は、B階層の世帯は無料、C階層の世帯及びD階層の世帯のうち、第1子は半額、第2子は無料となります。ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認め

イ 第二子以降
軽減状況

市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園、支援、医療型児童発達支援を利用している場合、上から2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。
市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。外となります。

ウ 保育料収納率

96.6%(令和元年度実績)

3歳以上は無償化のため削除

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、
られない場合は、軽減対象外となります。

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達

ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象

ア 市徴収基準額表

利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	区 分 (税 額)		
A	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 		
B	市町村民税非課税世帯		
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		
C2	市町村民税のうち所得割が		48,600円未満
D1	”	48,600円～	61,000円未満
D2	”	61,000円～	73,000円未満
D3	”	73,000円～	85,000円未満
D4	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	”	85,000円～ 97,000円未満
D5		”	97,000円～ 126,000円未満
D6		”	126,000円～ 149,000円未満
D7		”	149,000円～ 169,000円未満
D8		”	169,000円～ 255,000円未満
D9		”	255,000円～ 301,000円未満
D10		”	301,000円～ 397,000円未満
D11		”	397,000円以上

- 注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合(※)、保育所に入所し(※)保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。
 保育所(園)、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童(算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。)
- 注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税
- 注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳のまた、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯からの同時入所は国制度どおり。このほか市独自で、18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の保育料を免除する第3子優遇事業を実施

ウ 保育料収納率

現年度 97.94%
 過年度 14.61% 計 90.93%

〈参考〉国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

保 育 料 の 額 (月 額)	
3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
0 円	0 円
0	0
14,200 〔 7,100 〕	12,400 〔 6,200 〕
17,000 〔 8,500 〕	14,400 〔 7,200 〕
19,800 〔 9,900 〕	16,400 〔 8,200 〕
22,600 〔 11,300 〕	18,400 〔 9,200 〕
25,400 〔 12,700 〕	20,400 〔 10,200 〕
28,200 〔 14,100 〕	22,400 〔 11,200 〕
31,900 〔 16,000 〕	23,700 〔 11,900 〕
35,600 〔 17,800 〕	25,000 〔 12,500 〕
39,300 〔 19,700 〕	26,300 〔 13,200 〕
44,600 〔 22,300 〕	27,600 〔 13,800 〕
53,000 〔 26,500 〕	28,900 〔 14,500 〕
64,000 〔 32,000 〕	30,200 〔 15,100 〕
83,200 〔 41,600 〕	30,200 〔 15,100 〕

本市 区分	国 区分	徴収金基準額(月額)	
		3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合
A	1	0 円	0 円
B	2	9,000	6,000
C1	3	19,500	16,500
C2			
D1	4	30,000	27,000 〔保育単価 限度〕
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	41,500 〔保育単価 限度〕
D6			
D7			
D8	6	61,000	58,000 〔保育単価 限度〕
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価 限度〕	77,000 〔保育単価 限度〕
D11	8	104,000 〔保育単価 限度〕	101,000 〔保育単価 限度〕

ている児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用している就学前児童

額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

熊 本 市

ア 市徴収基準額表

令和元年度

入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)			
		3号認定		2号認定	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0 円		0 円	
第2	市民税非課税世帯	4,000 円		0 円	
第3-1	市民税所得割課税 24,300円未満	10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
第3-2	" 24,300円以上 48,600円未満	12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
第4-1	" 48,600円以上 65,000円未満	16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
第4-2	" 65,000円以上 81,000円未満	22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
第4-3	" 81,000円以上 97,000円未満	27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
第5-1	" 97,000円以上 121,000円未満	33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
第5-2	" 121,000円以上 145,000円未満	34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
第5-3	" 145,000円以上 169,000円未満	38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
第6-1	" 169,000円以上 213,000円未満	45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
第6-2	" 213,000円以上 257,000円未満	47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
第6-3	" 257,000円以上 301,000円未満	50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
第7-1	" 301,000円以上 349,000円未満	53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
第7-2	" 349,000円以上 397,000円未満	55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
第8	" 397,000円以上	58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

注1 表中の年齢については、令和2年3月31日現在の満年齢により決定します。

注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分の市民税により決定します。

注3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

イ 第二子以降
軽減状況

国基準に準じた軽減に加え、第7階層未満の同一世帯の児童のうち18歳未満の第3子以降の保育料を無料としている。

ウ 保育料収納率

現年度 98.8%
過年度 15.5% 計 89.8%(令和元年度)

2 住宅融資制度

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	千葉市	
(1) 制度名		札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資(住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度(台風被災者)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度(平成29年度をもって新規受付終了)	千葉市住宅建築資金等利子補給制度(平成26年度をもって新規受付終了)
(2) 申込者資格		<ul style="list-style-type: none"> 本市内に所在する被災家屋又は傾斜家屋の所有者又は居住者 被災家屋について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 完済時の年齢が80歳未満の方 貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 市町村民税を滞納していない方 	-	<p>次のすべてに該当する勤労者(事業主や事業専従者を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住している方(市内居住予定者を含む。) 同一事業所に1年以上勤務している方 年齢満20歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 安定継続した年収(前年税込年収)が150万円以上の方 	<p>①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者</p> <p>②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者</p> <p>③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和3年3月31日までに融資の実行を受けた者</p> <p>④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者</p>	<p>①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方</p> <p>②被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う方又は市内の被災住宅の補修や外構・給排水工事等を行う方</p> <p>③住宅建築資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成30年3月31日までに融資の実行を受け、融資実行報告書を提出できる方</p>	<p>①木造住宅の耐震診断を実施し、耐震性能が劣ると判定された住宅を建替え、新築又は購入する方</p> <p>②公共事業に伴い除却される住宅に代わる住宅を新築又は購入する方</p> <p>③災害により滅失又は損傷した住宅を建替え、新築又は購入、損傷した住宅を補修する方で、かつ、住宅を自己又は親族が所有する方、災害時に住宅に自己又は親族が居住していた方が対象</p>
(3) 融資対象住宅		<p>被災家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの <p>傾斜家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの 傾斜が自己の責めに基づかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと 	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、現に居住している住宅の増改築・補修(リフォーム)	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	東日本大震災により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	<p>①耐震性能が劣る場合の建替え又は購入：上限1,000万円 利子補給率2%</p> <p>②公共事業に伴い除却される住宅の建替え又は購入：上限1,000万円 利子補給率1%</p> <p>③災害により滅失又は損傷した住宅の建替え又は購入：上限1,000万円(補修の場合は500万円) 利子補給率1%</p>
融資条件	(4) ア 融資対象金額	円	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	融資額100万円以上500万円以下に対する利子補給	1,000万円(補修の場合は500万円)の利子補給率 上限1%もしくは2%
	イ 利率	%	-	固定金利年1.3%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下	年利2.0%以下	○上記①を行うための融資… 年利2.0%以下 ○それ以外の融資… 年利1.0%以下
	ウ 返済期間		-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)
	エ 返済方法		-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)
	オ 担保・保証人		-	なし	-	-	-
(5) 令和元年度融資実績	件 (円)	10件 14,900,000円	-	0 0	令和元年度利子補給件数1件 利子補給金額(3,944円)	令和元年度利子補給件数10件 利子補給金額(328,468円)	令和元年度利子補給件数1件 利子補給金額(47,860円)
(6) その他		<ul style="list-style-type: none"> 本市の直接貸付 災害指定「平成30年北海道胆振東部地震」 					

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
川崎市勤労者生活資金貸付制度(住宅の増改築・修繕費用)	住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	子育て世帯住宅取得資金利子補給制度	浜松市勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業	-
次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者	以下の条件を全て満たす人 1 借入先が神奈川県内の中央労働金庫で融資期間が10年以上 2 利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に1年以上勤務している 3 市民税を完納している ※すでに住宅を所有している人、事業主や自営業の人を除く ※建て替え、リフォーム、土地のみの購入、融資内容が住宅金融支援機構融資、フラット35は対象外	-	(1) 自ら居住するため、市内において住宅を建築する方又はマンション・建売住宅・中古住宅を購入する方のうち、平成22年4月1日以降に住宅の取得にかかる契約を締結した方。 (2) その世帯に存するいずれの方も住宅を所有していない世帯であって、新たに市内において住宅を取得される方。 (3) 住宅を取得する方と親子関係にある、小学生以下の子どもがいる世帯の方。 (4) 世帯所得合計金額が、1,200万円以下の方。	・静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り受けた勤労者(事業主に雇用されている者) ・市税を完納していること ・市県民税額が30万円以下であること	-
現に居住している住宅の増改築・修繕	・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅(分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事が選任されていること) ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	(1) 長期優良住宅の普及に関する法律に基づき、長期優良住宅の認定を受けた住宅、又は独立法人住宅金融支援機構が定める技術基準を満たす住宅を取得するための融資であること。 (2) 床面積(区分所有の場合は、専有面積)が、40㎡以上280㎡以下の住宅の融資であること。 (3) 建築基準法に規定する検査済証の交付を受けている住宅の融資であること。 (4) 中古住宅にあつては、昭和58年4月1日以降に完成した住宅の融資であること。	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、建売住宅又は中古住宅(マンションを含む) ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	-
10万円～300万円	【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム工事：350万円 ②マンション共用部分リフォーム工事：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ③マンション共用部分工事(アスベスト除去、耐震改修)：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ④木造住宅耐震改修工事：400万円 ⑤木造住宅耐震建替工事：800万円	100万円～600万円(対象借入金額)	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	-
年1.4%(別に保証料0.7%または1.2%)	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金利利率	年3%以内	-	固定金利(補助対象期間)かつ年利1.0%を超える融資であること	利子補助金利 0.75	-
10年以内	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月(補給期間)	-	20年以上	利子補助の期間 10年	-
元利均等割賦返済	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額とし、当該相当する額を120で除した額に6を乗じて得た額を毎年2回、労働金庫を通じて対象者に交付する	-
-	-	-	-	-	-	-
1 960,000円	30年度をもって事業終了 30年度をもって事業終了	389件 5,360,100円	- -	15件 253,000円	令和元年度利子補給件数 1,725件 21,178,234円	- -
住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成21年度をもって新規申込の受付は終了。 また30年度をもって事業終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率(上限3%)に応じて市で算出した額と、実際に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	「個人住宅建設資金融資あっせん及び利子補給制度」平成19年3月31日廃止	-	-

京都市						大阪市	堺市
京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震建て替え融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資	-	-
①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の断熱改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅又は借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けた工事、耐震診断を受けた住宅の安全性を高める工事又は「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム補助金交付要綱」に掲げられた工事を行う本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を除去した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅の建て替えを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替え後のマンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は火災保険契約を締結できる者 ⑥取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	-	-
本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を除去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の建て替え後の分譲マンション又は本市の区域内の住宅	-	-
抵当権設定：1,500万 その他：350万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修※：350万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化耐震建て替え※：1,400万 二戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,800万	700万	-	-
年1.70(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.50(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	-	-
抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年(機構返済期間が限度)	30年(機構返済期間が限度)	-	-
元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	-	-
住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定	住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定	-	-
0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協同により、市域の融資実績の全件を府市双方で実績として計上 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	-	-

神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
-	-	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとするにつき、正当な権限を有する者であること。
-	-	-	-	-	水害のおそれがある住宅
-	-	-	-	-	1,500,000
-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	10年
-	-	-	-	-	元利均等月賦償還
-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-